

生活保護基準引き下げの被害に対し 人権の砦として 司法の職責を果たす判決を求めます

2013 年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅(平均 6.5%、最大 10%)で 96%の生活保護利用世帯が削減の影響を受けました。生活保護を利用する人たちは、食事や風呂の回数を減らす、友人との付き合いを減らすなど、厳しい生活を余儀なくされました。これは、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪い、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するものです。

全国で 31 の訴訟がたたかわれている「いのちのとりで裁判」では、多くの地裁で、①生活保護基準部会が検証した数値を勝手に2分の1にしたこと、②物価高騰の 2008 年を起点とし、電気製品(特にテレビ)の値下がり が過大に影響し下落率が増幅される「物価偽装」とも言える独自の物価指数を用いたことから、引き下げを違法とする判決が相次いでいます。2023 年 4 月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023 年 11 月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

氏名(フルネームで)	住所(番地までご記入ください)
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

※オンラインでも同趣旨の署名にとりくみます。同じ人が、両方に署名しないようご注意ください。

※署名用紙に記入された名前・住所は、最高裁判所に提出する目的以外に使用することはありません。

【呼びかけ団体】 いのちのとりで裁判全国アクション

【送付先】 全国生活と健康を守る会連合会

160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO ビル 3F

【取扱団体】

生活保護は “いのちのとりで”

今、最高裁でたたかっています。署名のご協力をお願いします。

■いのちのとりで裁判とは？

生活保護のうち生活扶助基準について、2013年に平均6.5%・最大10%の引き下げが決められ、3回に分けて実行されました。

この史上最大の生活保護基準引き下げに対して、全国29都道府県、1,000名を超える原告が訴訟を提起し、国・自治体を相手にたたかっています。

各地の裁判所の多くは、原告の訴えを認め、引き下げを生活保護法違反と認めています。2023年4月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023年11月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。



大阪訴訟原告の新垣敏夫さん

大阪地裁での勝利は、この問題に一石を投じることができたと感じていました。しかし高裁での思わぬ敗訴に、言葉も出ませんでした。

今は、最高裁での勝訴のために、何でもやろうと決意しています。

■最高裁判所に求めること

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

■なんで署名を集めるの？

すべての署名は、最高裁判所に提出します。裁判官に、この裁判に多くの市民や団体がわがこととして関心を持っていることを訴えるためです。

生活保護は“いのちのとりで”です。すべての人の人権が保障される社会を実現するため、この署名活動にとりくみましょう。

ただいま、オンライン署名は準備中です。お待ちください。

■生活保護のこれからをどう考えているの？

「生活保護」という恩恵的な名称をやめ、権利性が伝わる「生活保障法」にし、国が、市民に対して積極的に利用を呼びかけることが必要だと考えています。

「生活保障法」は、日本弁護士連合会が2008年に要綱案を作成し、2019年に要綱案（改訂版）を出しています。

※「生活保障法」の提案のポイントは、
ここからご覧ください。
<https://00m.in/FrXeM>



いのちのとりで裁判全国アクション

(問合せ先) 〒530-0047 大阪市北区天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所 弁護士小久保哲郎
TEL 06-6363-3310 FAX 06-6363-3320 MAIL inotori25@gmail.com